

一般財団法人神奈川県建築安全協会 適合証明業務料金規程

平成 23 年 6 月 1 日 (改正)
平成 24 年 9 月 6 日 (改正)
平成 25 年 4 月 1 日 (改正)
平成 25 年 10 月 1 日 (改正)
平成 26 年 6 月 1 日 (改正)
平成 27 年 3 月 5 日 (改正)
平成 28 年 4 月 1 日 (改正)
平成 28 年 10 月 1 日 (改正)
平成 29 年 3 月 1 日 (改正)
平成 29 年 4 月 1 日 (改正)
平成 30 年 4 月 23 日 (改正)
平成 31 年 4 月 1 日 (改正)
令和 3 年 1 月 1 日 (改正)
令和 3 年 4 月 1 日 (改正)
令和 3 年 9 月 1 日 (改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は「一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務規程」に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する適合証明業務に係る料金（以下「料金」という。）について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第 2 条 申請者から徴収する料金は、業務の対象となる新築住宅と中古住宅に区分する。

(新築住宅：一戸建て等「フラット 3 5・財形住宅融資等」の料金)

第 3 条 新築住宅：一戸建て等「フラット 3 5・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表 1」に掲げる額とする。

(新築住宅：共同建て「フラット 3 5・財形住宅融資等」の料金)

第 4 条 新築住宅：共同建て「フラット 3 5・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表 2」に掲げる額とする。

(中古住宅：一戸建て等「フラット 3 5・財形住宅融資等」の料金)

第 5 条 中古住宅：一戸建て等「フラット 3 5・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表 3」に掲げる額とする。

(中古住宅：マンション「フラット 3 5・財形住宅融資等」の料金)

第 6 条 中古住宅：マンション「フラット 3 5・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表 4」に掲げる額とする。

(中古住宅：一戸建て等「中古・リノベ」の料金)

第 7 条 中古住宅：一戸建て等「中古・リノベ」に該当する料金は、「別表 5」に掲げる額とする。

(中古住宅：マンション「中古・リノベ」の料金)

第 8 条 中古住宅：マンション「中古・リノベ」に該当する料金は、「別表 6」に掲げる額とする。

(「賃貸住宅リフォーム融資」の料金)

第 9 条 「賃貸住宅リフォーム融資」に該当する料金は、「別表 7」に掲げる額とする。

(再発行料金)

第 10 条 適合証明書等の再発行を行う場合の料金は、「別表 8」に掲げる額とする。

(申請関係書類の光学記憶媒体による交付料金)

- 第11条 電子申請において、申請関係書類の電磁的記録について、協会が作成した光学記憶媒体(CD-R)により申請者に交付する場合の料金は、申請1件につき「別表-9」に掲げる額とする。
- 2 確認検査業務手数料規程第68条第1項の規定による確認申請関係書類等と同時に交付する場合は、前項の規定を適用しない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、当該料金を減免することができる。

(料金の減額)

- 第12条 適合証明業務が効率的に実施できる場合その他合理的理由がある場合は、理事長は、第3条から第9条までに定める料金の額を適切な範囲において減ずることができる。

(料金の加算)

- 第13条 確認検査業務手数料規程別表第10に掲げる区域で、次の各号に掲げる検査を実施する場合には「別表-10」の料金を加算する。
- 一 第3条及び第4条に基づく新築住宅の中間現場検査及び竣工現場検査
 - 二 第5条から第9条に基づく中古住宅の検査
- 2 協会が実施する確認検査業務に係る中間検査、又は完了検査と同時に、適合証明業務に係る中間検査、又は竣工現場検査を実施する場合には、前項の規定を適用しない。

(料金の納入)

- 第14条 申請者は、設計検査、現場検査等の申請に際し、原則として、現金にて協会に料金を納入するものとする。ただし、銀行振り込みにより納入されたことが確認できる場合、又は申請者及び協会でその納入方法を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書により銀行振り込みとする場合の振込み手数料は、申請者の負担とする。

(料金の返還)

- 第15条 設計検査、現場検査等の申請に際し、協会が収納した料金は返還しない。ただし、協会の責任に帰すべき理由により、設計検査、現場検査等が実施できなかった場合は、この限りでない。

附 則

- この規程は、平成23年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年9月6日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年6月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年3月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年5月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年1月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別表－1 新築住宅：一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

申請区分	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】 ※1
協会で建築確認を受ける住宅	4,000	7,000	9,000	29,000
他機関で建築確認を受ける住宅	7,000	17,000(7,000)	18,000	39,000

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 住宅瑕疵担保責任保険の現場検査と同時に中間現場検査を行う場合は () 内の料金とする。

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－1の料金に加算する額 (※3) (※4)

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】 ※1	設計検査後の変更 ※2
耐震性		15,000	5,000	4,000	—	7,500
免震建築物		3,000	2,000	4,000	—	—
耐久性・可変性		3,000	2,000	3,000	8,000	—
省エネルギー性	断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上	30,000	1,000	11,000	42,000	15,000
	建築物エネルギー消費性能基準					
	一次エネルギー消費量等級5					
	断熱等性能等級4(性能基準) ※5	—	1,000	6,000	—	10,000
	断熱等性能等級4(仕様基準) ※5	—	1,000	6,000	—	7,500
	一次エネルギー消費量等級4 ※5	—	1,000	11,000	—	15,000
バリアフリー性		3,000	0	4,000	9,000	—

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 同計算ルート内の変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。

※3 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、建設住宅性能評価書、次世代住宅ポイント対象住宅証明書又はグリーン住宅ポイント対象住宅証明書等を活用する場合を除く。

※4 BELS評価書又は設計住宅性能評価書を活用する場合は、設計検査料金を加算しない。ただし、BELS評価書は当協会で取得したものに限る。

※5 令和2年12月28日までに設計検査の申請を受け付けた住宅に限る。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合に別表－1の料金に加算する額

別途協議

別表－1 新築住宅：一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

申請区分	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】 ※1
協会で建築確認を受ける住宅	4,000	7,000	9,000	29,000
他機関で建築確認を受ける住宅	7,000	17,000(7,000)	18,000	39,000

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 住宅瑕疵担保責任保険の現場検査と同時に中間現場検査を行う場合は（ ）内の料金とする。

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－1の料金に加算する額（※3）（※4）

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	竣工済特例【設計・竣工現場検査】 ※1	設計検査後の変更 ※2
耐震性	15,000	5,000	4,000	—	7,500
免震建築物	3,000	2,000	4,000	—	—
耐久性・可変性	3,000	2,000	3,000	8,000	—
省エネルギー性	30,000	1,000	11,000	42,000	15,000
バリアフリー性	3,000	0	4,000	9,000	—
断熱等性能等級4（性能基準） ※5	—	1,000	6,000	—	10,000
断熱等性能等級4（仕様基準） ※5	—	1,000	6,000	—	7,500
一次エネルギー消費量等級4 ※5	—	1,000	11,000	—	15,000

※ 連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。

※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅について、特例として竣工後に設計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

※2 同計算ルート内の変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。

※3 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、建設住宅性能評価書又は次世代住宅ポイント対象住宅証明書等を活用する場合を除く。

※4 BELS評価書又は設計住宅性能評価書を活用する場合は、設計検査料金を加算しない。ただし、BELS評価書は当協会で取得したものに限る。

※5 令和2年12月28日までに設計検査申請を受け付けた住宅に限る。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合に別表－1の料金に加算する額

別途協議

別表－２ 新築住宅：共同建て「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

申請区分	設 計 検 査	竣工現場検査
協会で建築確認を受ける住宅	$5,000+2,500 \times N$	$8,000+2,500 \times N$
他機関で建築確認を受ける住宅	$8,000+5,000 \times N$	$9,000+5,000 \times N$

N：適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－２の料金に加算する額

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能	設 計 検 査	竣工現場検査
耐 震 性	$10,000+3,000 \times N$	$4,000+1,000 \times N$
免震建築物	$5,000+2,000 \times N$	$2,000+1,000 \times N$
耐久性・可変性※1	$4,000+1,000 \times N$	$4,000+1,000 \times N$
バリアフリー性		

N：適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

※1 特に優良な住宅基準を除く。

※ 省エネルギー性は、別途協議とする。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合に別表－２の料金に加算する額

別 途 協 議

《賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)加算額》

賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の適用を受ける場合に別表－２の料金に加算する額とし、優良住宅については別途協議

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能	設 計 検 査	竣工現場検査
サービス付き高齢者向け住宅	$40,000+1,000 \times N$	$40,000+1,000 \times N$

N：適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

別表－3 中古住宅：一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位：円)

	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	35,000	35,000	30,000
耐震評価が必要な住宅※1	40,000	40,000	35,000

※ フラット35S(中古タイプ基準)の適用を受ける場合を含む。

※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。

※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合は、別途協議とする。)

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－3の料金に加算する額

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位：円)

適用する性能	加算額	付帯条件：適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐震性	20,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
免震建築物	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
耐久性・可変性※1	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
省エネルギー性※1※2	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
バリアフリー性	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等

※1 特に優良な住宅基準を除く。

※2 省エネルギー性でフラット35S中古タイプ基準以外の加算額は、新築住宅の竣工済特例に準じる。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合に別表－3の料金に加算する額

別 途 協 議

別表－4 中古住宅:マンション「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

申請区分	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	38,000	38,000	38,000
耐震評価が必要な住宅※1	45,000	45,000	45,000

※ フラット35S(中古タイプ基準)の適用を受ける場合を含む。

※ 住棟単位の適合証明に係る料金については別途協議とする。

※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。

※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－4の料金に加算する額

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能	加算額	付帯条件：適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐震性	30,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
免震建築物	10,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
耐久性・可変性※1	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
バリアフリー性	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等

※1 特に優良な住宅基準を除く。

※ 省エネルギー性は、別途協議とする。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合に別表－4に加算する額

別 途 協 議

別表－5 中古住宅：一戸建て等「中古・リノベ」の料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

		現況検査	適合証明検査	合計
個人リフォーム 通常申請※1	一般の住宅	36,000	37,000	73,000
	耐震評価が必要な住宅※3	36,000	42,000	78,000
買取再販 一括申請※2	一般の住宅	－	60,000	60,000
	耐震評価が必要な住宅※3	－	65,000	65,000

※1 個人リフォーム通常申請は、個人が住宅を取得してリフォーム工事を実施する場合の申請。

※2 買取再販一括申請は、宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事後に一括して検査を行う場合の申請。
ただし、買取再販の住宅で、事前確認検査を実施する場合は通常申請とする。

※3 建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。（鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。）

※ 再検査等で現場検査を 2 回以上行う場合は、1 回につき 15,000 円加算する。

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－5 の適合証明検査に係る料金に加算する額（※1）

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

適用する性能		加算額
金利Bプラン		5,000
金利Aプラン	耐震性（耐震等級3）	24,000
	省エネルギー性（一次エネルギー消費量等級5）	42,000
	バリアフリー性	9,000

※1 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書等を活用する場合を除く。

別表－6 中古住宅:マンション「中古・リノベ」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

		現況検査	適合証明検査	合計
個人リフォーム 通常申請※1	一般の住宅	36,000	38,000	74,000
	耐震評価が必要な住宅※3	36,000	47,000	83,000
買取再販 一括申請※2	一般の住宅	—	61,000	61,000
	耐震評価が必要な住宅※3	—	70,000	70,000

※1 個人リフォーム通常申請は、個人が住宅を取得してリフォーム工事を実施する場合の申請。

※2 買取再販一括申請は、宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事後に一括して検査を行う場合の申請。
ただし、買取再販の住宅で、事前確認検査を実施する場合は通常申請とする。

※3 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)

※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。

《優良住宅加算額》 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合に別表－6の適合証明検査に係る料金に加算する額(※1)

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

適用する性能	加算額
金利Bプラン	5,000
バリアフリー性(金利Aプラン)	10,000

※1 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書等を活用する場合を除く。

※ 耐震性、省エネルギー性は、別途協議とする。

別表－7 「賃貸住宅リフォーム融資」の料金

融資区分			
住宅セーフティ ネット	耐震改修	省エネ住宅	サービス付き 高齢者向け住宅
別途見積			

別表－8 再発行料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

書 式	料 金 額
設計検査に関する通知書	2,000
中間現場検査に関する通知書	2,000
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書	3,000
現況検査（物件売買時）に関する通知書	3,000
中古住宅適合証明書	3,000

別表－9 申請関係書類の光学記憶媒体による交付料金

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

光学記憶媒体による交付料金	1,100
---------------	-------

別表－10 区域による検査料金の加算額

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位：円)

加算額	5,000
-----	-------